

の「はり紙」や「はり札」などの屋外広告物の一斉除却・指導の作業を行います。美しい街並みのために皆さんのご理解とご協力をお願いします。

〈屋外広告物の主なルール〉

① 広告を出せない地域

(禁止地域) があります

第一種・第二種低層住居専用地域、高速自動車国道、河川区域、都市公園などには広告を出せません。

② 広告を出せない物件

(禁止物件) があります

橋、トンネル、信号機、火災報知器、郵便ポスト、道路標識、ガードレール、街路樹などには掲出できません。

③ 許可が必要となる地域(許可地域) があります

都市計画区域、国道及び一部の県道などの両側100m以内の区域などで広告を出すときは、許可が必要です。

④ 県内で屋外広告業を営む場合は、業登録が必要です

県内で営業を行う場合は、登録が必要です。未登録や、違反業者は条例によって罰せられます。

◇屋外広告の広告主及び広告業者の皆さんへ

広告を出されるときは、最

寄りの土木事務所(※高知市内は高知市役所)までお問い合わせください。また、県内で屋外広告物業を営む方は、登録が必要です。

■問い合わせ

中央西土木事務所維持管理課

☎893-2114

http://www.pref.kochi.lg.jp/

募集

あかちゃん・子どもが好きな方を大募集!

『母子保健推進員』を知っていますか? 母子保健推進員は地域の身近な子育て支援者です。

活動内容としては、町が行っている乳幼児健診や育児相談での身体計測やお子さんの見守りのお手伝いなどがあります。子育て中の親子とふれあい、成長を見守るやりがいのあるボランティアです。

地域ぐるみで子育て支援活動をを行い、安心して子育てできる町を目指し、10月中旬から5回コースで母子保健推進員養成講座の開催を予定しています(全5回の受講が必要です)。

詳しい日程や内容などについては、9月広報に掲載しま

す。その他、母子保健推進員に関する情報は、左記までご連絡ください。

■問い合わせ

ほけん福祉課

(すこやかセンター伊野内)

☎893-3811

募集

第24回森木敏雄旗争奪ソフトボール大会(スローピッチ大会)出場チーム募集

▼日時

9月10日(日)

8時30分～

※予備日/9月17日(日)

▼場所

いの町総合運動場野球場

▼参加料

1チーム 2,000円

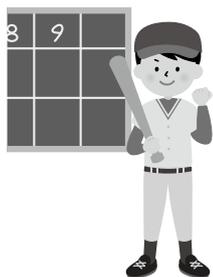
▼主催

いの町体育会

■申込・問い合わせ

9月1日(金) 19時までに、いの町体育会ソフトボール部片岡まで電話でお申し込みください。

☎080-6383-6257



8月から高額介護サービス費の基準が変わります。

■問い合わせ ほけん福祉課高齢福祉係(すこやかセンター伊野内) ☎893-3810

■高額介護サービス費とは? ▼以下の要件が新しく追加されます。

介護サービスを利用する場合にお支払いいただく利用者負担には月々の負担の上限額が設定されています。1カ月に支払った利用者負担の合計が上限を超えたときは、超えた分が払い戻される制度です。

対象となる方	7月までの負担の上限(月額)	8月からの負担の上限(月額)
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円(世帯)	44,400円(世帯)
世帯のどなたかが町民税を課税されている方	37,200円(世帯)	44,400円(世帯) 見直し
世帯の全員が町民税を課税されていない方	24,600円(世帯)	24,600円(世帯)
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護を受給している方等	15,000円(個人)	15,000円(個人)

※「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担額の上限額を指します。

■どんな改正が行われるの?

高齢化が進み介護費用や保険料が増大する中、サービスを利用している方と利用していない方との公平や、負担能力に応じた負担をお願いする観点から、世帯のどなたかが市区町村民税を課税されている方の負担の上限が37,200円(月額)から44,400円(月額)に引き上げられます。

ただし、介護サービスを長期に利用している方に配慮し、同じ世帯の全ての65歳以上の方(サービスを利用していない方を含む。)の利用者負担割合が1割の世帯は、年間446,400円(37,200円×12ヶ月)の上限が設けられ、年間を通しての負担額が増えないようにされます。(3年間の時限措置)